

学校法人原田学園寄附行為

第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は学校法人原田学園と称する。

(事務所の所在地)

第二条 この法人は事務所を岡山県倉敷市有城七八七番地に置く。

第二章 目的及び設置する学校

(目的)

第三条 この法人は教育基本法及び学校教育法に従い教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人が前条に規定する目的を達成するために設置する学校は左に掲げるものとする。

一、岡山学院大学 人間生活学部 食物栄養学科

二、岡山短期大学 幼児教育学科

第三章 役員

(役員)

第五条 この法人には左の定数の役員を置く。

一、理事 五人以上七人以内。

二、監事 二人

(理事長)

第六条 理事のうち一人は理事の互選により理事長となり、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長はその職務の執行を補佐させるため理事のうち一人を副理事長に指名することができる。

(業務決定の特例)

第七条 左に掲げる事項については理事の三分の二以上の議決がなければならない。

一、予算、借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く)、基本財産の処分、運用財産の中不動産及び

積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項

二、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項。

(理事の代表権の制限)

第八条

理事長たる理事以外の理事はすべてこの学校法人の業務についてこの学校法人を代表しない。

(理事長の職務の代理及び代行)

第九条

理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは副理事長又はあらかじめ理事長が指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し又は理事長の職務を行う。

(理事の選任)

第十条

校長で理事となる者はこの法人が経営する岡山短期大学又は岡山学院大学の学長とする。

2 評議員のうちから選任される理事は評議員の互選で定めその定数は二人とする。

3 前二項の規定により選任された理事以外の理事は評議員会の意見を聞いて同項の規定により選任された理事の過半数の議決をもって選任し、その定数は二人以上四人以内とする。

4 前第一項の理事は、理事会の議決をもって選任する。

5 前第一、二項に規定する理事は学長、評議員の地位を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任及び職務)

第十一条

監事はこの法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。)又は評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから評議員会の同意を得て理事長が選任する。

2 前項の選任に当たつては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

一、この法人の業務を監査すること

二、この法人の財産の状況を監査すること

三、この法人の理事の業務執行の状況を監査すること

四、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること

五、第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に關し不正

の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること

六、前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること

七、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること

4 前項第六号の請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期及び補充、解任及び退任)

第十二条 役員（第十条第一項の規定により理事となる者を除く。この条中以下同じ）の任期は四年とする。但し欠員が生じた場合の補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

4 役員が次の各号の一に該当するに至った時は、理事総数の三分の二以上出席した理事会において、理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会に諮問してこれを解任し新たな役員を選出し、これに充当することができる。

イ、法令の規定または寄附行為に著しく違反したとき

ロ、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

ハ、職務上の義務に著しく違反したとき

ニ、役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

5 役員は次の事由によって退任する。

イ、任期の満了

ロ、辞任

ハ、死亡

ニ、私立学校法第三十八条第八項第一号又は第二号に掲げる事由に該当するに至ったとき

- 6 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。
- 7 役員の任期満了に伴う改選、就任の時期はこの法人設立年月日に拘らず昭和二十五年四月一日より四年毎の四月一日とする。

(理事会)

第十三条 学校法人の業務の決定は理事会によって行う。

- 2 理事会は理事をもって組織する。
 - 3 理事会は理事の職務の執行を監督する。
 - 4 理事会は随時理事長が招集する。但し理事長は理事総数の三分の二以上から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から十日以内にこれを招集しなければならない。
 - 5 理事会の議長は理事長とする。
 - 6 第十一条第四項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
 - 7 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事の出席がなければ会議を開き、議決することはできない。ただし、第八項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
 - 8 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
 - 9 理事会は毎年三月五月十月の定例会及び臨時会とする。
- 第十四条 理事会の議決は法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか出席した理事の過半数で決し可否同数のときは議長
の決定するところによる。
- 2 前項の場合には議長は理事として議決に加わることができる。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第十五条

評議員会は左に掲げる者のうちから選任された十五名以上二十名以内の評議員をもって組織する。

- 一、この法人の職員（この法人の設置する学校の教職員を含む）のうちから選任された者三人以上五人以内。
- 二、この法人の設置する学校を卒業した二十五才以上の者で選任された者二人。
- 三、理事のうちから選任された者二人。
- 四、学長である理事。

- 五、この法人の設置する学校に在籍する学生の保護者三人以上五人以内。
- 六、この学校法人に関係ある学識経験者二人以上五人以内。

(議長)

第十六条 評議員会の議長は会議のつど評議員の互選で定める。

(会議)

第十七条 評議員会の会議は定例及び臨時会とする。

2 定例会は毎年三月及び五月に招集する。

3 臨時会は理事長が必要と認めるとき又は評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合に、その請求のあった日から二十日以内に招集する。

4 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第十八条 左に掲げる事項については理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一、予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)基本財産の処分、及び運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項。

二、事業計画及び事業に関する中期的な計画に関する事項。

三、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項。

四、合併。

五、寄附行為の変更に関する事項。

六、理事の三分の二以上の同意による事由及び目的たる事業の成功不能の事由による解散。

七、残余財産の処分に関する事項。

八、役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準

九、その他学校法人の業務に関する重要事項。

(評議員の選任)

第十九条 第十五条第一号第二号及び第五号に規定する評議員は理事会において選任する。

2 第十五条第六号に規定する評議員は第十五条第一項第一号より第五号までに規定する評議員の過半数の議決をもって選任する。

3 第十五条第三号に規定する評議員は同条第四号に規定する理事以外の理事の互選によって選任する。

4 第十五条第一号及び第三号並びに第四号及び第五号に規定する評議員は、理事、学長、職員又は保護者の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期、解任及び退任)

第二十条 評議員(第十五条第三号に規定する者を除く。この条中以下同じ)の任期は四年とする。但し欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員はその任期満了後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

4 評議員が次の各号の一に該当するに至った時は、理事総数の三分の二以上出席した理事会において、理事総数三分の二以上の議決及び評議員会に諮問してこれを解任し、第十九条の規定により新たなる評議員を選出し、これに充当することができる。

イ、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

ロ、評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

5 評議員は次の事由によって退任する

イ、任期の満了

ロ、辞任

ハ、死亡

第五章 資産及び会計

(資産 産)

第二十一条 この法人の資産は、財産目録記載の通りとする。

(財産の区分)

第二十二条 この法人の資産はこれを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に

記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産、運用財産に編入する。
(基本財産の処分の制限)

第二十三条 基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第二十四条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第二十五条 この法人の事業の遂行に要する経費は基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、入学検定料収入その他の運用財産（不動産及び積立金を除く）をもって支弁する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第二十六条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、五年以上七年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第二十七条 この法人の決算は毎会計年度終了後二月以内に作成しこれにつき監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
(財産目録等の備付及び閲覧)

第二十八条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書、役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は前項の書類及び第十一条第二項第三号の監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務

所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第二十九条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第三十条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第六章 解散及び合併

(解 散)

第三十一条 この法人は、次の各号に掲げる事由によつて解散する。

一、理事会における理事総数の三分の二以上の議決

二、この法人の目的たる事業の成功の不能となつた場合で、理事会における出席理事の三分の二以上の議決

三、合併

四、破産

五、文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第三十二条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産の帰属すべき者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから理事会において三分の二以上の同意をもつて選定する。

(合 併)

第三十三条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(情報の公表)

第三十四条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表

しなければならない。

- 一 寄附行為もしくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為の届出をしたとき 寄附行為の内容
- 二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- 三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）を作成したとき これらの書類の内容

四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第三十五条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第七章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第三十六条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは理事の三分の二以上の議決がなければならない。

2 前項に規定する寄附行為の変更は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

第八章 顧問参与

（顧問並びに参与）

第三十七条 この法人に顧問並びに参与若干名をおくことができる。

2 顧問並びに参与は評議員会の意見を聞いて理事会において推薦する。

3 顧問は必要に応じてこの法人の業務に関し諮問に応じ参与はこの法人の業務の遂行に協力するものとする。

第九章 公告の方法及びその他

（公告の方法）

第三十八条 この法人の公告は山陽新聞に掲載し岡山短期大学及び岡山学院大学の掲示場に掲示して行う。

（責任の免除）

第三十九条 役員が任務を怠ったことよって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第四十四条の二第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項の規定によ

り免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。
(責任限定契約)

第四十条 理事(理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことよって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金十二万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第四十条の二第四項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百十三条第一項第二号に定める額といずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(施行細則)

第四十一条 この寄附行為についての細則は理事会において定める。

附 則

第一条 寄附行為第十二条第五項による役員の任期満了に伴う改選就任にかかる規定は、昭和四十九年四月一日から施行する。

第二条 この寄附行為は、文部大臣認可の日(昭和六十年十二月二十五日)から施行する。

この寄附行為は、文部大臣認可の日(昭和六十一年三月三十一日)から施行する。

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成元年三月二十二日)から施行する。

この寄附行為は、文部大臣認可の日(平成四年二月二十七日)から施行する。

平成十一年六月三十日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成十二年四月一日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成十三年十二月二十日)から施行する。

第三条 寄附行為第四条第二号による学科の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

2 寄附行為第四条第一号による学科の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

第四条 寄附行為第四条第二号による学科の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

第五条 寄附行為第六条第一項の理事長の代表権、同第十一条の監事の選任及び職務、同十二条第4項第二号の役員解任規定の事由の追加、同第十三条第4項の三分の二の変更と第3項及び第6項の理事会規定の追加、同第十四条第1項の出席理事過半数の規定、

同十八条二号の事業計画の諮問事項追加、同二十条第4項第1号及び10号の評議員の解任規定追加、同二十六条の事業計画、同二十七条の事業実績の評議員会への報告、同第二十八条の監査報告書の備付け及び会計書類の閲覧の規定は、文部科学大臣の認可の日(平成十七年九月二十日)から施行する。

第六条 寄附行為第四条第一号によるキャリア実践学部キャリア実践学科の規定は、理事会承認の日（平成18年7月24日）から施行する。

第七条 寄附行為第四条第一号による学科の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

第八条 寄附行為第四条第一号による学部学科の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

第九条 寄附行為第二十九条による資産総額の変更登記の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

第十条 寄附行為第十一条に、改正私立学校法第三十八条第七項、同第三十九条の内容を明記、同第三十七条第三項第三号から第七号、同第三十七条第四項及び同第四十条の五の内容を規定、寄附行為第十二条に役員の退任の事由に死亡時を明確化、改正私立学校法第三十八条第八項の内容を規定、同第四十条の内容を明記、寄附行為第十三条に、改正私立学校法第三十七条第四項の内容を規定し、た寄附行為第十一条第四項の規定に基づき監事が理事会を招集した場合における議長の選出の方法を規定、改正私立学校法第三十六条第七項の内容を規定、同第三十六条第七項の内容を規定、寄附行為第十七条に、改正私立学校法第四十一条第一項の内容を規定、寄附行為第十八条に、改正私立学校法第四十一条第10項の内容を規定、同第四十二条第一項第四号の内容を規定、寄附行為第二十条に、評議員の退任の事由を明確化、寄附行為第二十六条に、改正私立学校法第四十五条の二の内容を規定、寄附行為第二十八条に、改正私立学校法第四十七条第一項の内容を規定、同第四十七条第二項の内容を規定、同第三十三条の二の内容を規定、寄附行為第三十四条に、改正私立学校法第六十三条の二の内容を規定、寄附行為第三十五条に、改正私立学校法第四十八条の内容を規定、寄附行為第三十九条に、改正私立学校法第四十四条の二の新設により、同条第四項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第百十四条に基づく規定の内容を規定、寄附行為第四十条に、改正私立学校法第四十四条の二の新設により、同条第四項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第百十四条に基づく規定の内容を規定する変更の、令和二年二月十二日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。